

倉庫業界の企業年金制度をご活用ください

当基金は東京倉庫業厚生年金基金が「代行部分」を国に返上し、倉庫業界の新たな年金制度として平成29年5月1日にスタートしました。

新たに発足した倉庫業企業年金基金は、確定給付型年金（DB制度）と呼ばれる制度で、年金資産の運用実績に関わらず規約に定めた給付を受取ることが出来る制度です。

是非とも中退共や確定拠出年金などとともに、従業員の福利厚生の拡充のためにご活用いただけますようお願い申し上げます。

倉庫業企業年金基金

《お問合せ先》

倉庫業企業年金基金(事務局)

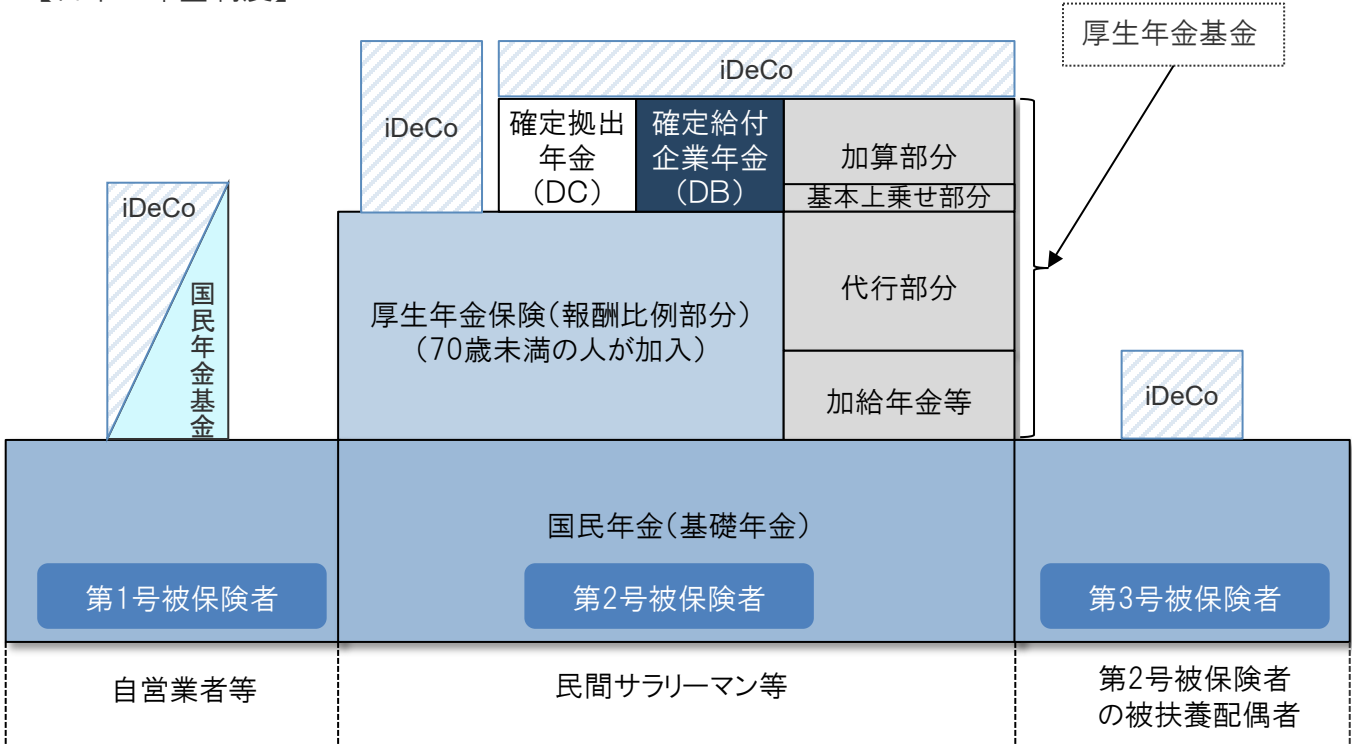
〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-2-6 SNS東日本橋ビル4階

TEL03-5825-6550 FAX03-5825-6551

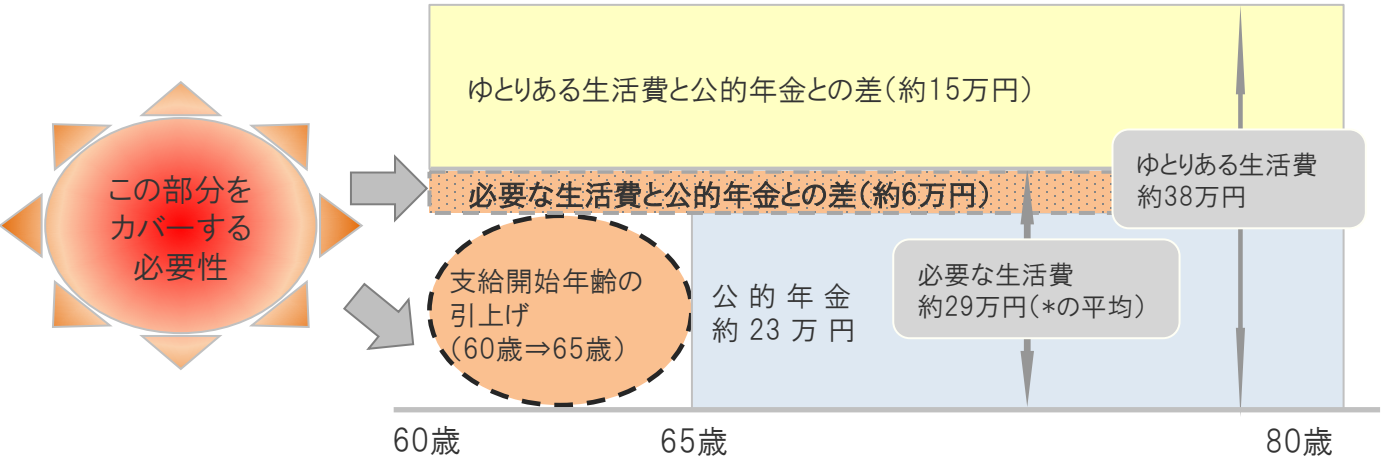
1. 年金制度の必要性

- ① 公的年金のスリム化により**老後の生活資金確保は従業員・事業主共通の課題です。**
- ② 下図のとおり、公的年金のみでは生活費が不足するおそれがあり、自助努力による老後の生活資金を補うしくみが必要と考えます。
- ③ 会社単位での新たな企業年金制度の設立はコスト面で負荷が大きくなります。

【日本の年金制度】



【公的年金額と老後の生活費の比較】



2. 事業主様の具体的なメリット

(1) 福利厚生への備えを平準化

当基金からの給付により、**福利厚生への備えを平準化することが可能。**

(2) 税務上のメリット

法人税法上、当基金への**掛金は全額損金に算入。**

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5231.htm>)

(3) 制度導入コスト(支払手数料等)削減

複数の事業主が集まることによりそれぞれの会社で実施するより**低コストでの制度導入が可能(ご加入に対してイニシャルコストはいただいておりません)。**

(標準掛金:標準報酬月額 $\times$ 0.90%+事務費掛金:標準給与月額 $\times$ 0.23%)

(4) 事務負担の削減

年金制度導入に伴う複雑な事務を独立した基金事務局が行うことにより、貴社管理部門ご担当者の**事務負担を削減。**

(5) 会計上のメリット

退職給付会計導入企業様の場合は**複数事業主制度の特例の適用(※)**が可能。

※掛金拠出額を費用計上すれば、債務認識は不要。

3. 加入者様の具体的なメリット

(1) 年金で受け取る場合の利率が3.5%です。

金利がある世界へと戻りつつありますが、当基金では健全な財政状況を活かし、先んじて給付利率を2.0%から3.5%へと引き上げました。

(2) 受取金額の計算方法があらかじめ定められています。

確定拠出年金と違い、当基金からの**受取金額は規約にあらかじめ定められた方法によって計算**されますので、**加入者となる従業員の方には安心感があります。**

(3) 柔軟な受け取りが可能です。

当基金は老後の保障のための制度ですが、**退職時にも受け取ることができます。**

確定拠出年金(企業型DCやiDeCo)の場合、受け取りは60歳以降に制限されています。

(4) 経営者・役員の方も加入者となります。

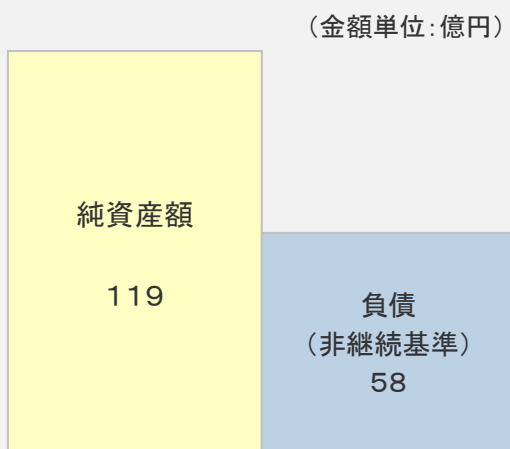
当基金では**加入事業所の厚生年金被保険者が対象**となります。そのため、中退共では加入できない経営者・役員の方も加入することができます。

4. 当基金の特徴

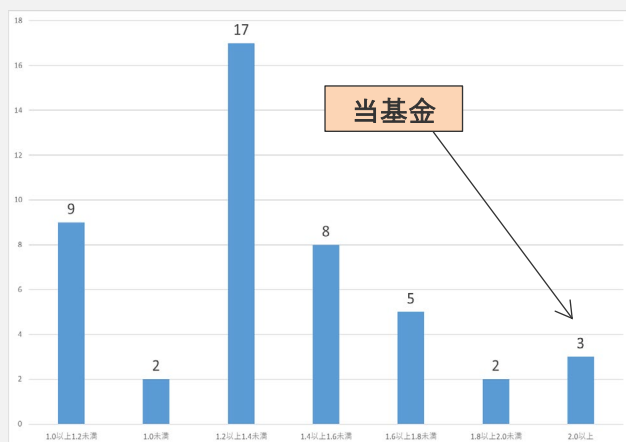
当基金は前身である東京倉庫業厚生年金基金が代行返上することにより平成29年5月に発足しました。倉庫業界独自の年金制度として果たしてきた役割を継承しつつ、以下のような特徴を備えております。

(1) 企業年金基金の中でもトップクラスの健全性

当基金は以下のとおり、負債の約2倍の資産を保有しており、トップクラスの健全性を維持しております。



積立比率 2.04倍
(2025年3月末現在)



総合基金平均	当基金
1.38	2.04

★総合基金46基金中、No.2

出典: 三菱UFJ信託銀行株式会社 総幹事先

(2) 老後保障の拡充

- ① 一時金で受け取ることができることはもちろんのこと、5年～20年の確定年金を選択していただくことにより、多様な働き方の一助となります。
- ② 確定給付であることから、従業員の方に安心感があります。中退共や企業型DC、iDeCoにはそれぞれ「良さ」がありますが、他の制度にはないメリットで補完します。

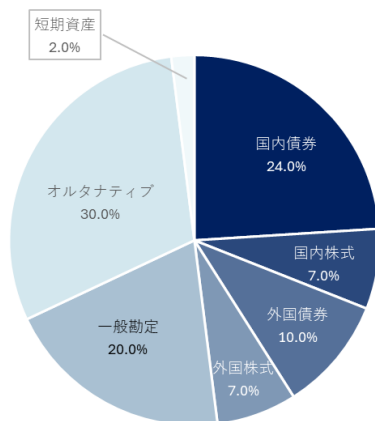
5. 当基金の資産運用

(1) 運用の基本方針

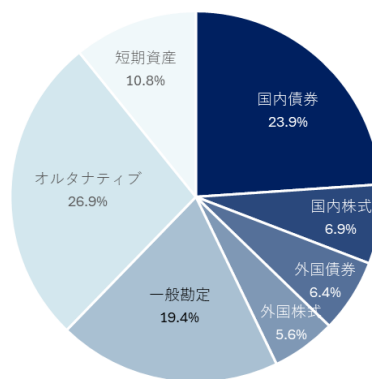
当基金の資産運用は年金給付における負債に対して目標を立てることになっています。そのため、負債＝資産の場合は予定利率である2.9%を目標にすることとなりますが、当基金は負債の約2倍の資産を保有しているため、実際の運用はリスクを抑制した運用をすることが可能です。

現在は運用会社などに支払うコストなどを加味して、**期待収益率を2.5%、標準偏差3.5%とし、リスクを抑制した運用を心がけています。**

実践ポートフォリオ



2025年7月末 時価構成比



(2) 運用実績

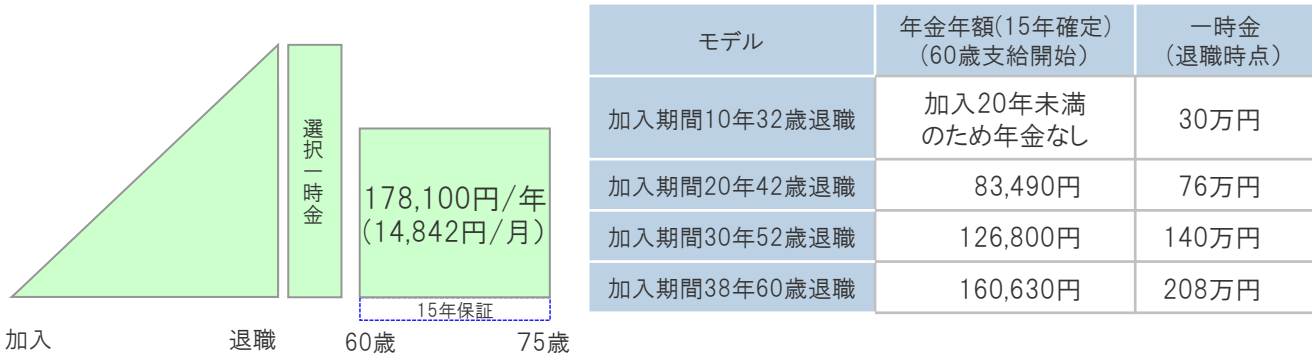
- ① 以下の通り、DB基金設立後の運用実績は安定しており、予定利率2.9%を十分にクリアしております。
- ② また、単年度でマイナスの運用実績となったとしても、健全な財政状況であることから、運用実績が原因で掛金がただちに引きあがることはありません。

決算期	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	幾何平均
決算実績	4.43%	1.10%	▲3.35%	12.31%	1.78%	▲0.37%	8.60%	0.85%	3.06%

6. 制度のモデル給付

■ 22歳加入、加入期間38年、60歳到達時の給与額450,000円、60歳退職のモデル

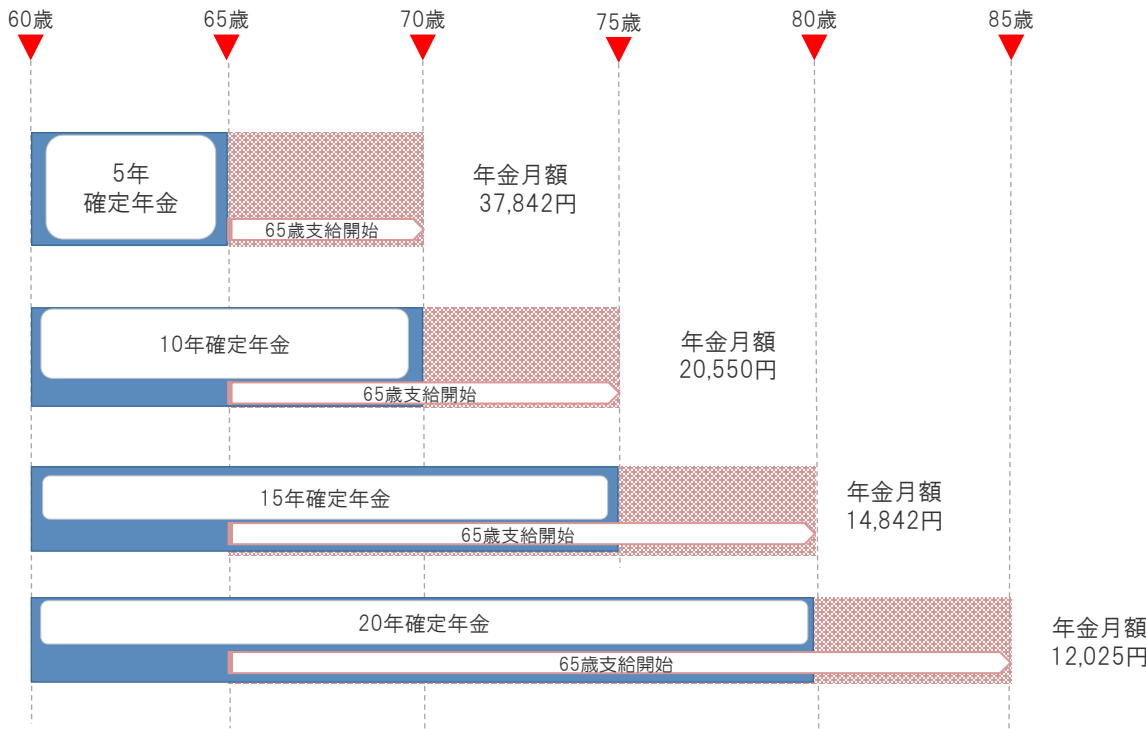
【総合DB制度】15年確定年金の年金年額160,630円(月額13,390円)、選択一時金208万円



		加入期間							
		5	10	15	20	25	30	35	38
60歳時 給与	30万円	13万円	28万円	45万円	65万円	88万円	115万円	144万円	164万円
	45万円	13万円	30万円	51万円	76万円	105万円	140万円	181万円	208万円
	60万円	14万円	32万円	56万円	86万円	122万円	166万円	217万円	252万円

■ 加入員様のライフスタイルの多様化に合わせ多様な年金給付の仕組みを提供。

・ 支給期間は4通り(5年・10年・15年・20年)の選択が可能。



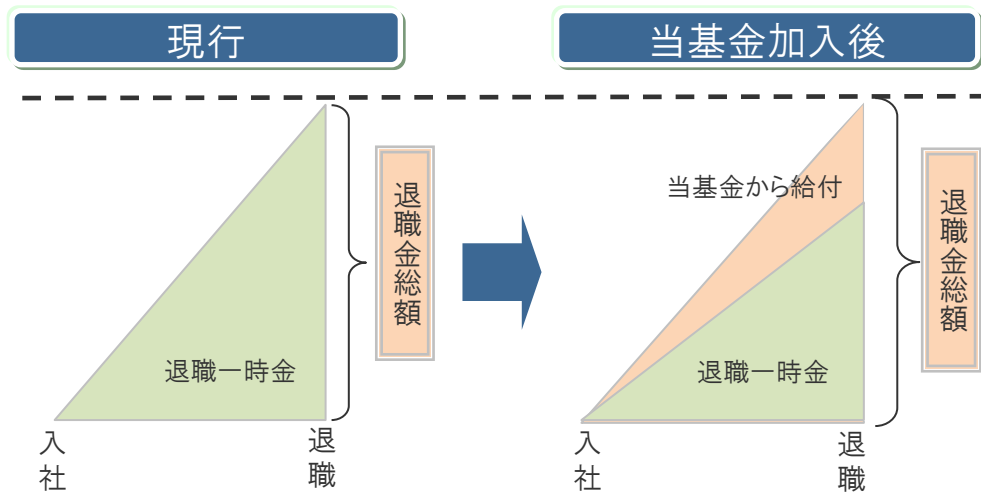
※上記モデル金額208万円をもとに算出。
※年金の繰下げ規定により60歳以上退職脱退者は最長65歳まで支給開始を繰り延べることも可能。
※年金給付期間内に死亡した場合は、未支給期間相当額の一時金を遺族に支給。

7. ご加入にあたっての退職金制度との関係

(1) 当基金からの給付を退職一時金制度の「内枠」として活用

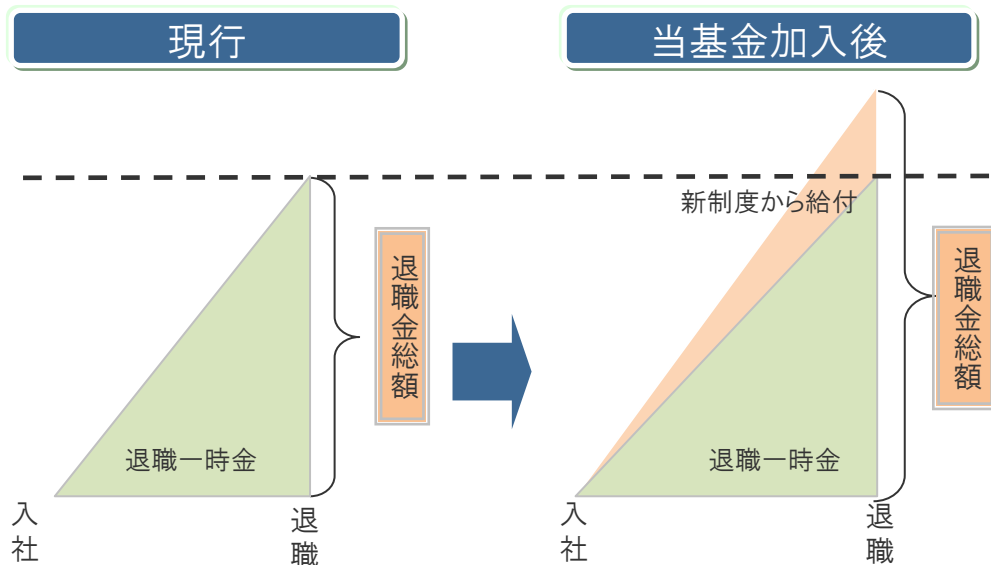
退職一時金制度の一部を当基金から給付し、残額を貴社退職一時金制度から支払います。

(貴社の退職金規程の修正が必要となります。また、貴社の退職金の範囲内であるかの確認をお願いします。)



(2) 当基金からの給付を退職一時金制度の「外枠」として活用

貴社の退職一時金制度とは別に、当基金からの給付を行います(退職金水準の増額となります。退職金規程の修正は必ずしも必要ではありません)。



8. 他制度との比較

当基金への加入はそれぞれの会社で確定給付型年金(DB制度)や確定拠出型年金(DC制度)を導入したり、中小企業退職金共済制度(中退共)へ加入する場合と比べ次の様なメリットがあります。

自社DB導入との比較	メリット
制度維持コスト(手数料)	複数事業主が集まることで手数料を抑制
事務負担	- 複雑な事務を基金事務局が代行 - 退職者(受給者)対応は基金事務局で対応
退職給付債務(PBO)	複数事業主制度の特例の適用により退職給付債務の計上不要(掛金拠出額を費用計上)

自社DC導入との比較	メリット
制度維持コスト(手数料)	複数事業主が集まることで手数料を抑制
資産運用	DCは加入者本人の自己責任による運用のため、マイナス運用による元本割れ懸念有
投資教育負担	従業員への投資教育が不要
各個人の資産の保全	- 退職後の自動移換の問題は起きない - 企業統合などの企業再編の際に、適切な対応を取れば、強制的にキャッシュ化されてしまうことはない。

中退共加入との比較	メリット
加入条件	中小企業に限定されない
付利率	当基金：2.0%（中退共：1.0%（※））
給付（受取方法）	- 中退共：基本的に一時金のみ（分割払いはあり） - 当基金：一時金に加え年金の選択が可能
加入者の範囲	- 中退共：役員（オーナー）の加入不可 - 当基金：65歳未満の厚生年金保険加入者が加入(役員も加入可能)

※法令の改正により変わることがあります。

9. 制度の概要

①基本設計	給付の形態	キャッシュバランスプラン
②利率設定	予定利率	2.9%
	加入/据置中	2.0%固定
	受給中	3.5%固定(2025年4月に引き上げ)
③掛金	(毎月拠出)	・標準給与月額の0.9%
④加入者	加入者範囲	・65歳未満の厚生年金保険被保険者
	加入期間	・加入時から起算
⑤年金給付	支給要件	・加入期間20年以上
	支給開始	・60歳未満の脱退 …… 支給開始 60歳 ・60歳以上の退職脱退 …… 支給開始 即時 (65歳まで繰下げ可能) ・60歳以上の脱退 …… 支給開始 65歳 ・65歳到達(在職) …… 65歳到達時 (退職時まで繰下げ可能)
	年金支給形態	・確定年金(5年、10年、15年、20年の選択制)
⑥一時金 (遺族への給付を含む)	支給要件	・加入期間3年以上で支給
⑦運営費用	事務費掛金	・標準給与月額の0.23%

10. ご加入スケジュール

行政宛て手続き	お申込時期	ご加入時期
基金事務局より届出 (厚生労働大臣宛)	随時	お申込から3ヶ月程度

iDeCoとの掛金調整があるために、行政への届け出が実施の2か月前とされました。そのため、お申し込みは3か月前とさせていただきます。

11. ご留意点

- ① 厚生年金保険のご加入者は必ずご加入ください。お手続きがされませんと、ご加入者様のiDeCoの拠出限度額が正しく算出されなくなります。
- ② ご加入後に入社された社員の方については、入社から3年以内の退社の場合は無給付となりますが、ご加入前に在籍されていた社員のかたについては、以下の経過措置を付けることで加入者期間を延ばすこと可能です（給付額については実際に加入していた期間に応じた額となります）。

（株式会社〇〇に係る加入者期間に関する経過措置）

第2条 施行日の前日において株式会社〇〇に使用され、施行日に加入者の資格を取得した者については、第42条の規定にかかわらず、施行日前に株式会社〇〇に使用されていた期間を、施行日に同条に規定する加入者期間に算入する。

- ③ 任意脱退される場合には、当基金の規約第108条にもとづき、以下の事務費特別掛金をお支払いいただくことになります（規約第108条第2項第4号）。

事務費特別掛金	1人あたり
加入者	21,000円
待期者	131,000円
受給者	44,400円

- ④ また、任意脱退は年2回（1月、7月）の代議員会のいずれかで承認される必要があります。

12. 最後に

- ① 事業主様・従業員様にとって当基金への加入は大きなメリットがございますので、是非ご検討のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。
- ② ご加入にあたり貴社内での個別説明が必要な場合はご相談ください。ご説明にお伺いいたします。